

大規模災害が起きたときの
災害廃棄物処理ハンドブック（案）

瑞 浪 市

この冊子は、大規模な災害が発生した場合のごみの出し方や、日頃からの備えなどについて、瑞浪市民の皆さんに知っていただくためのものです。

なお、発生が予測されている南海トラフ地震などの大規模な災害を想定して作成しています。

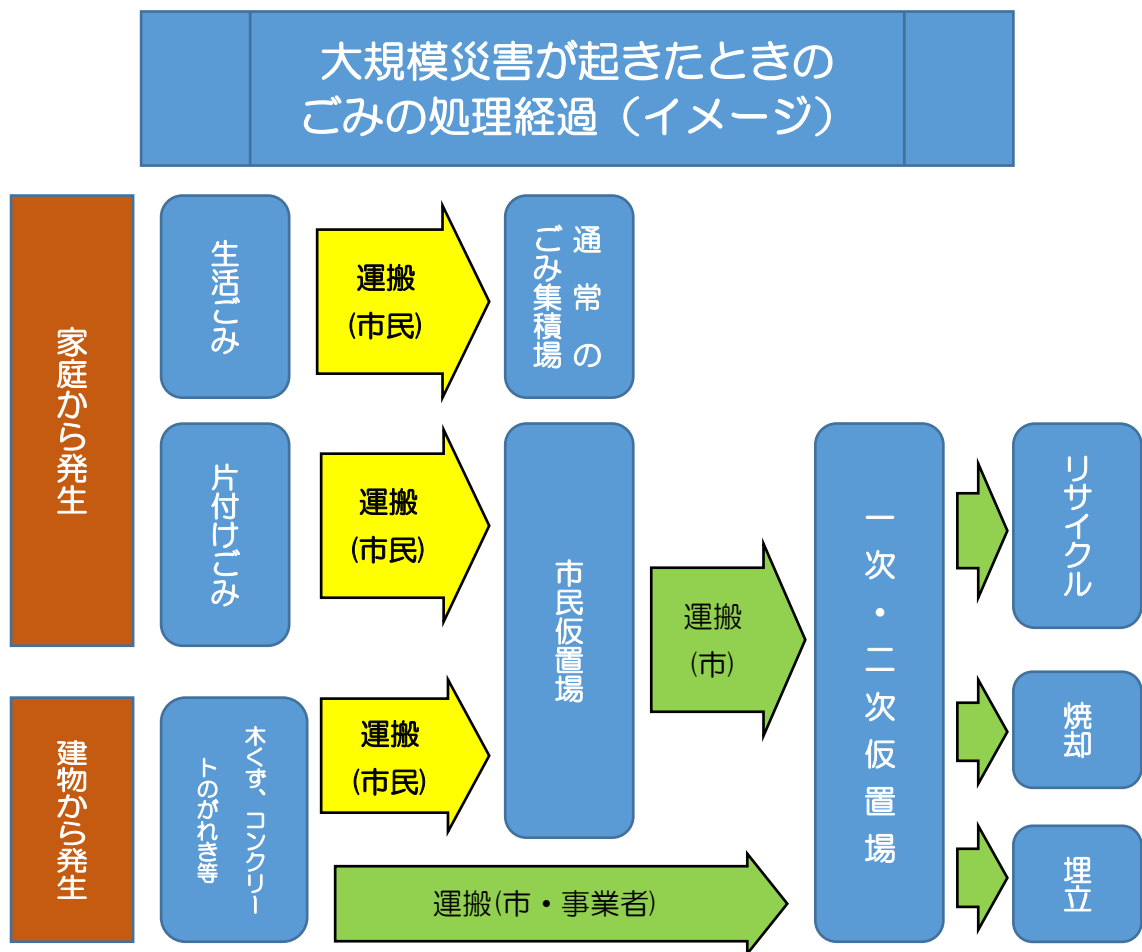
目次

1. 災害が起きた時に出るごみ	-----	P 2
2. 大規模災害時のごみ出し	-----	P 4
3. ごみを出す場所	-----	P 5
4. 災害が起きた時に守っていただきたいこと	-----	P 6
災害廃棄物を片付けるときには	-----	P 7

1. 災害が起きた時に出るごみ

災害が起きた時には、建物等が崩れたり、家具が倒れたりして、多くのごみ（災害ごみ）が発生します。一方で、住民の皆さんが日常生活をする中で出るごみ（通常ごみ）も、継続して発生します。

ごみをしっかりと分別して出すことが、災害ごみの早期撤去と通常ごみ収集の早期復旧につながります。



○災害ごみ（災害廃棄物）と通常ごみ（生活ごみ）

（１）災害ごみ（災害廃棄物）

災害ごみは、災害により被害を受け処分するごみのことです。災害ごみには、住宅等を片付けるときに出る「片付けごみ」や、「建物から発生するごみ」があります。

- ・災害ごみを出す場所は、原則「市民仮置場」です。生ごみ等の収集に支障が出て地域の衛生環境が悪化するので、通常のごみ集積場に出さないようにしてください。
- ・便乗ごみ（例：被災していないが不要となった家具や家電製品等）が災害ごみとして出されると、災害ごみの撤去に影響が出ますので、便乗ごみは出さないようにしてください。

【片付けごみ】

片付けごみは、災害によって発生したごみのうち、住宅等を片付けるときに出てくるもの（例：家具、家電製品等）です。

【建物から発生するごみ】

建物から発生するごみは、地震による建物の倒壊などによって発生したごみのうち、建物から発生するもの（例：木くずやコンクリートのがれき等）です。

- ・建物から発生するごみのうち、個人で運搬することが困難なものについては、市や事業者が運搬します。

（２）通常ごみ（生活ごみ）

通常ごみ（生活ごみ）とは、被害を受けた物でなく普段どおり生活して出るごみ（例：生ごみ、燃えないごみ、資源ごみ等）をいいます。

- ・通常ごみ（生活ごみ）を出す場所は「通常のごみ集積場」です。

【生活ごみ】

生活ごみは、日常の生活から出るごみのことです。生活ごみには、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみがあります。

- ・生活ごみを出す場所は、普段皆さんがごみ出しに利用している「通常のごみ集積場」です。
- ・発災直後は収集ができない場合がありますので、市からのお知らせをご確認ください。
- ・腐りやすい生ごみ等の可燃物から出してください。
- ・不燃ごみや資源ごみは、市から収集の案内があるまで各家庭で保管してください。

2. 大規模災害時のごみ出し

災害が起きたときは、ごみの収集経路やごみ処理施設の被災状況を確認したうえでごみの収集をする必要があります。発災後すぐには収集を行えないこともあります。早期に収集できるよう準備しますが、市の収集体制が整うまで、ご家庭内でごみを保管していただく場合があります。また、効率的な処理を行うため、ごみの種類によってごみ出しの場所を区分しますので、運搬等にご協力をお願いします。

なお、環境の悪化を防ぐため、生ごみ等の可燃物の収集を優先して行います。

○災害が起きた時のごみ出し

発生場所	家庭		建物	避難所
ごみの種類	生活ごみ	災害ごみ		生活ごみ
		片付けごみ	木くず、コンクリートのがれき等	
ごみ出しの時期 (※1)	概ね3日後	市民仮置場 設置後	一次・二次 仮置場 設置後	概ね3~4日後 (避難所設置後)
運搬者	住民の皆さん		市・事業者	住民の皆さん
運搬先	通常のごみ 集積場 (※2)	市民仮置場	一次・二次 仮置場	避難所ごとに 指定される ごみ集積場

※1 ごみ出しの時期は目安であり、変動する場合があります。

※2 発災直後は収集ができない場合がありますので、市からのお知らせをご確認ください。

3. ごみを出す場所

災害により、ごみの移送や処理施設などに影響が出る場合があります。ごみ処理を早く行うために、市が指定するごみ出しの時期・場所・分別等について、住民のみなさんのご協力が不可欠です。

○災害が起きた時にごみを出す場所

【通常のごみ集積場】

通常のごみ集積場は、普段、皆さんがごみ出しに利用している集積場です。災害が起きた時にも、生活ごみを出す場所として利用します。

- ・災害が起きた直後は収集ができない場合がありますので、市から収集の案内があるまで各家庭で保管してください。
- ・災害が起きた時は、腐りやすい生ごみ等の可燃ごみを優先して収集します。
- ・災害ごみは出せません。

【市民仮置場】

市民仮置場は、災害ごみを一時的に集める場所です。

- ・市民仮置場は、各地域で設置していただきますが、道路などで交通に影響のある場所（車道等）は避けてください。
- ・便乗ごみは出さないようにしてください。

【一次仮置場】

一次仮置場は、市民仮置場に出されたごみを分別や破砕するため一時的に集める場所です。

- ・一次仮置場は、災害の規模や範囲に応じて設置します。
- ・市民仮置場から収集した片付けごみや建物から発生したごみを一時的に保管する場所です。
- ・生ごみ等の腐敗性のごみ、ガスボンベなどの危険物、医療廃棄物等は、原則として持ち込めません。

4. 災害が起きた時に守っていただきたいこと

災害が起きた時には、円滑にごみを運搬・処理することが必要です。住民の皆さんには、次のことについて守っていただくようお願いします。

○災害が起きた時に守っていただきたいこと

(1) 道路上へのごみ出しをしない

救急車・消防車等の緊急車両やごみ収集車等の通行の妨げになりますので、道路上（「通常のごみ集積場」が道路上の場合は、車道）にごみを出さないでください。また、市から収集の案内があるまでは、ごみを家庭内で保管してください。

(2) 分別を徹底する

発災時は大量のごみが出るため、分別されていないと処理に時間がかかり、早期の復旧・復興に大きな支障が出ます。また、腐りやすい生ごみ等の収集が遅れて悪臭や外注の発生に繋がるほか、ガスボンベ等の危険物が混入して火災や事故の危険性が高まり、円滑な処理の支障となる場合があります。

(3) 大規模災害発生時は処理施設への個人持込をしない

大規模な災害が発生した時は、ごみ処理施設の復旧や、大量の災害廃棄物の処理を優先するため、個人によるクリーンセンター及び不燃物最終処分場への持ち込みを一時的に中止します。

(4) 便乗ごみを出さない

災害に関係しないごみ（便乗ごみ）が出されると、災害廃棄物の処理に支障が出ます。便乗ごみは、絶対に出さないでください。

(5) 仮置場の設置・運営へのご協力

一次仮置場は、みなさんの生活圏内にできるだけ近い場所に設置します。設置・運営に対しご理解とご協力をお願いします。

災害廃棄物を片付けるときには

- ◎片付けをする時は、安全に気を付けて行いましょう。
- ◎余震があれば、いったん作業を止めて、安全な場所へ避難しましょう。
- ◎片付け中に家屋の倒壊等が起きることもあるため、複数人で声をかけあって作業しましょう。

MEMO

発行

瑞浪市経済部環境課
〒509-6195
瑞浪市上平町1丁目1番地
TEL0572-68-9806